

# 委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業（以下「委託事業」という。）を別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 \_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、委託事業を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 \_\_\_\_\_円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を実施するに当たり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかにSNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、事業の一部を中止し、又は変更しようとするときは、事前にSNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業内容変更承認申請書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対してSNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払をSNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、正当な請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に、委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められる

とき。

- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（同法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

- (9) 第13条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は違約金として甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三

者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(支払の遅延)

第15条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(著作権等)

第17条 乙は、本事業の実施に伴い発生した成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）について、この委託事業の完了又は廃止の承認の日をもって、甲に無償で譲渡するものとする。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第18条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシー（平成14年制定）を遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(情報の持ち出し)

第19条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した情報を作業実施場所から持ち出してはならない。

(電磁氣的記録の返還等)

第20条 乙は、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁氣的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

2 前項の返還又は廃棄処分の時期及び方法については、甲が別に定める。

(秘密の保持)

第21条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

3 乙は、第1項について業務従事者に周知し徹底させなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関して生じた甲乙間の一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第24条 この契約書に定めのない事項については、規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第25条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年4月1日

松山市一番町四丁目4番地2

甲

愛媛県

知事 中 村 時 広

乙

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和 8 年度 SNS 等活用相談窓口「SNS 相談ほっとえひめ」事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 8 年度 SNS 等活用相談窓口「SNS 相談ほっとえひめ」事業について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施場所
- 3 事業の実施予定期間
- 4 収支予算書
- 5 その他

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、  
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入してください。  
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。  
(押印する場合は、記載不要です。)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業  
内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け〇第〇〇号で承認のあった、令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の実施予定期間
- 5 収支予算書
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、  
○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入してください。  
○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。  
(押印する場合は、記載不要です。)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和 8 年度 SNS 等活用相談窓口「SNS 相談ほっとえひめ」事業実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 8 年度「SNS 等活用相談窓口『SNS 相談ほっとえひめ』事業」について、委託契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

1 事業の内容

2 事業の実施期間

開始 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

3 事業の実施場所

4 事業の結果（効果）

5 セキュリティ対策の実施報告

確認事項	報告内容
再委託の状況	
業務の実施場所の遵守	
従事者への指導	
情報の持ち出し禁止	
電磁氣的記録の複写	
個人情報取扱特記事項の項目	
業務終了後のデータの返却・廃棄	
業務終了後の電子データの抹消	
私有パソコンの使用	

6 収支決算書

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、

○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。

○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。

(押印する場合は、記載不要です。)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」事業  
委託料精算払請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和8年度SNS等活用相談窓口「SNS  
相談ほっとえひめ」事業に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下  
記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
	今回請求額	金	円也

本件責任者 (職氏名・連絡先)	
担当者 (職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、

○本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入して下さい。

○電子メールにより、県の担当者及び県・債権者双方の上席者を宛先として提出してください。

(押印する場合は、記載不要です。)

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

## (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

## (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

## (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

## (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。